

令和7年度 第3回 市川市国民健康保険運営協議会

令和8年2月5日
国保年金課

【議題】

1. 課税限度額の引き上げについて（諮問）
2. 令和8年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について

1. 諮問事項

「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布（令和8年3月末予定）に伴い、令和8年4月1日から国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについて本協議会の意見を伺うものです。

2. 課税限度額の考え方

医療保険制度では、保険料（税）負担は負担能力に応じた公平なものである必要があります。一方、納めた保険料(税)の多寡にかかわらず、同じ内容の保険給付を受けることになるので受益との関連において無制限に負担するとなると、被保険者の納付意欲に与える影響が大きいことから被保険者の保険料（税）負担に一定の限度額が設けられているものです。

3. 課税限度額の引き上げの目的

高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費等の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない中で税率の引き上げにより必要な収入を賄おうとすれば、高所得者層の負担は変わらず中間所得層を中心に負担を求めることとなります。

賦課限度額の引き上げは、高所得者に応分の負担を求めながら、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としています。

4. 課税限度額の状況

現在の国民健康保険税の限度額は、基礎賦課額（医療分）66万円、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）26万円、介護納付金賦課額（介護分）17万円の合計109万円です。

令和8年4月1日からは医療分1万円を引き上げることで、合計110万円となります。

現在		➔	令和8年4月1日以降	
医療分	66万円	+1万円	医療分	67万円
支援分	26万円	変更なし	支援分	26万円
介護分	17万円	変更なし	介護分	17万円
合計	109万円	+1万円	合計	110万円

5. 課税限度額に達する所得額

課税限度額に到達する所得額の

目安は右記の通りです。

区分ごとに税率や課税限度額が

異なることから、限度額に達する

所得額は異なります。

現在			➔	令和8年4月1日以降		
区分	世帯人数	所得額		区分	世帯人数	所得額
医療分	1人世帯	8,798,000円		医療分	1人世帯	8,931,000円
	2人世帯	8,638,000円			2人世帯	8,771,000円
	3人世帯	8,478,000円			3人世帯	8,611,000円
支援分	1人世帯	13,651,000円		支援分	1人世帯	13,651,000円
	2人世帯	13,187,000円			2人世帯	13,187,000円
	3人世帯	12,724,000円			3人世帯	12,724,000円
介護分	1人世帯	8,059,000円		介護分	1人世帯	8,059,000円
	2人世帯	7,395,000円			2人世帯	7,395,000円
	3人世帯	6,732,000円			3人世帯	6,732,000円

6. 課税限度額引き上げによる影響

令和7年度の課税状況（被保険者の所得状況等）を用いた試算では、限度額に達する世帯数は医療分では29世帯の減となる一方、保険税調定額は1,216万円の増となっています。

		課税限度額	課税限度額 到達世帯数	調定額
医療分	改正前①	66万円	1,241世帯	6,254,159,688円
	改正後②	67万円	1,212世帯	6,266,327,584円
	影響②-①	+1万円	▲29世帯	+12,167,896円

7. 近隣市の状況

近隣5市も、令和8年4月1日からの課税限度額を政令で定める上限額とする予定です。

		政令で定める上限	市川市	千葉市	船橋市	松戸市	柏市	浦安市
令和7年度	医療分	66万円	66万円	66万円	66万円	66万円	66万円	66万円
	支援分	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
令和8年度 (予定)	医療分	67万円	67万円	67万円	67万円	67万円	67万円	67万円
	支援分	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

8. 課税限度額の推移

国は「社会保障改革プログラム法」や「社会保障制度改革国民会議報告書」を踏まえ、毎年度医療保険部会等の議論を経て、国保保険税（料）の課税限度額の引き上げを行っています。

引き上げの際には、下記の点を考慮したうえで実施することとしています。

- ① **被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮**し、将来的に **課税限度額超過世帯が1.5%に近づくよう段階的に引き上げる。**

※ 被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるよう法定されています。

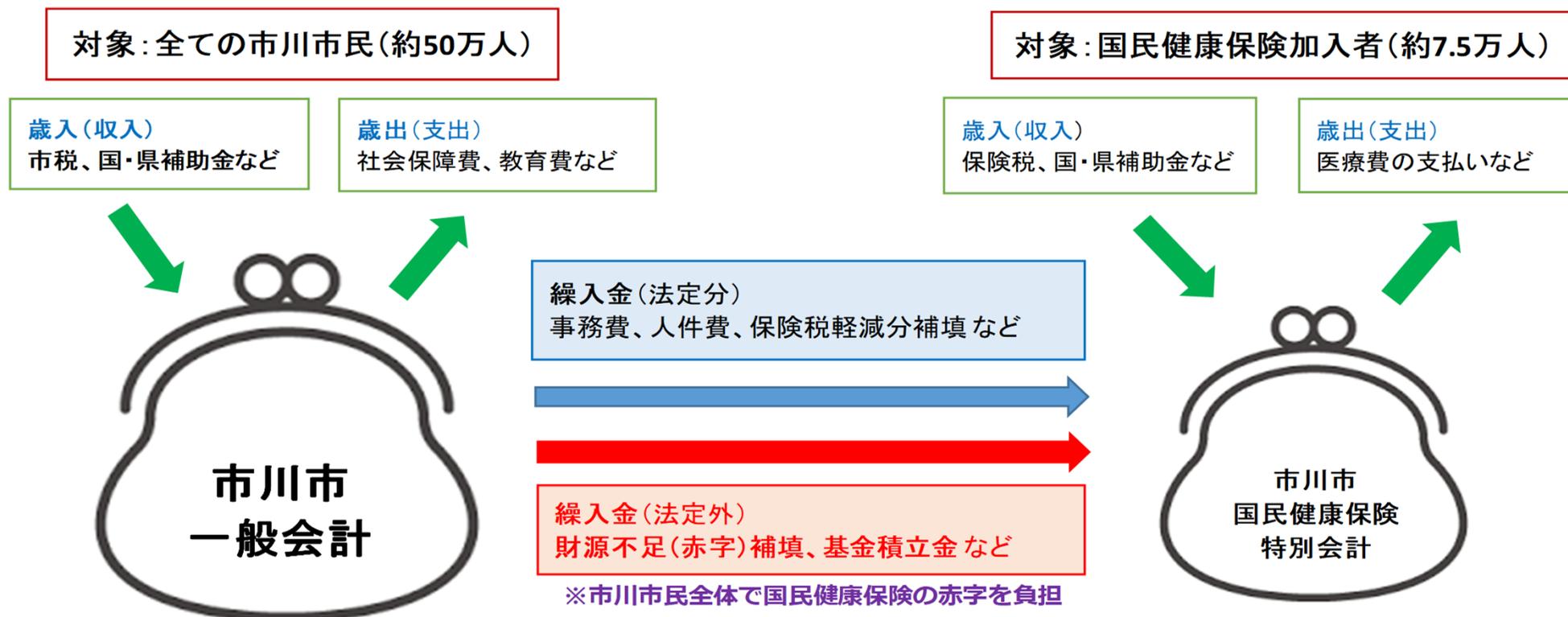
- ② 医療分、支援分、介護分の課税限度額超過世帯割合が、**前年と比較して増加しているか**、それぞれに **ばらつきが見られるかを基準**として引き上げ幅を設定する。

年度	医療分		支援分		介護分		合計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
令和 3	63万円		19万円		17万円		99万円	
4	65万円	+2万円	20万円	+1万円	17万円		102万円	+3万円
5	65万円		22万円	+2万円	17万円		104万円	+2万円
6	65万円		24万円	+2万円	17万円		106万円	+2万円
7	66万円	+1万円	26万円	+2万円	17万円		109万円	+3万円
8	67万円	+1万円	26万円		17万円		110万円	+1万円

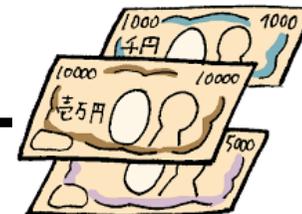
国民健康保険の経理

特定の収入（保険税）をもって特定の支出（保険給付）を賄う国民健康保険は、法律の規定によって地方自治体の一般会計とは区別され経理（**特別会計**）されています。

一般会計からは、毎年、国民健康保険に係る事務費や職員人件費、低所得者に対して軽減した保険税の補填分などが法律の規定により繰り入れ（一般会計繰入金（**法定分**））られるほか、国民健康保険の財源不足（赤字）の補填や国民健康保険財政調整基金への積立金など、法律の規定にはない繰り入れ（一般会計繰入金（**法定外**））を行い、国民健康保険を支えています。



国保制度改革(H30年度)以降のお金の流れ・仕組み



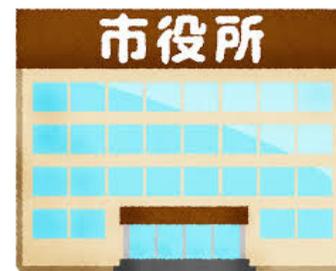
③医療機関を受診



医療機関

④受診者の一部負担分を除く医療費の支払

①保険税の納付
(保険税率は市町村が定める)



市役所

市町村

②国民健康保険事業費
納付金の支払



国保被保険者



Point

- 市町村は保険税や国や県の補助金などを財源として国民健康保険事業費納付金を県に支払う。
- 財源不足時は、市町村の持ち出し(法定外繰入金や基金繰入金)によって赤字を補填。**
- 県は国民健康保険事業費納付金に必要な保険税率(標準保険税率)を市町村に示す。



千葉県

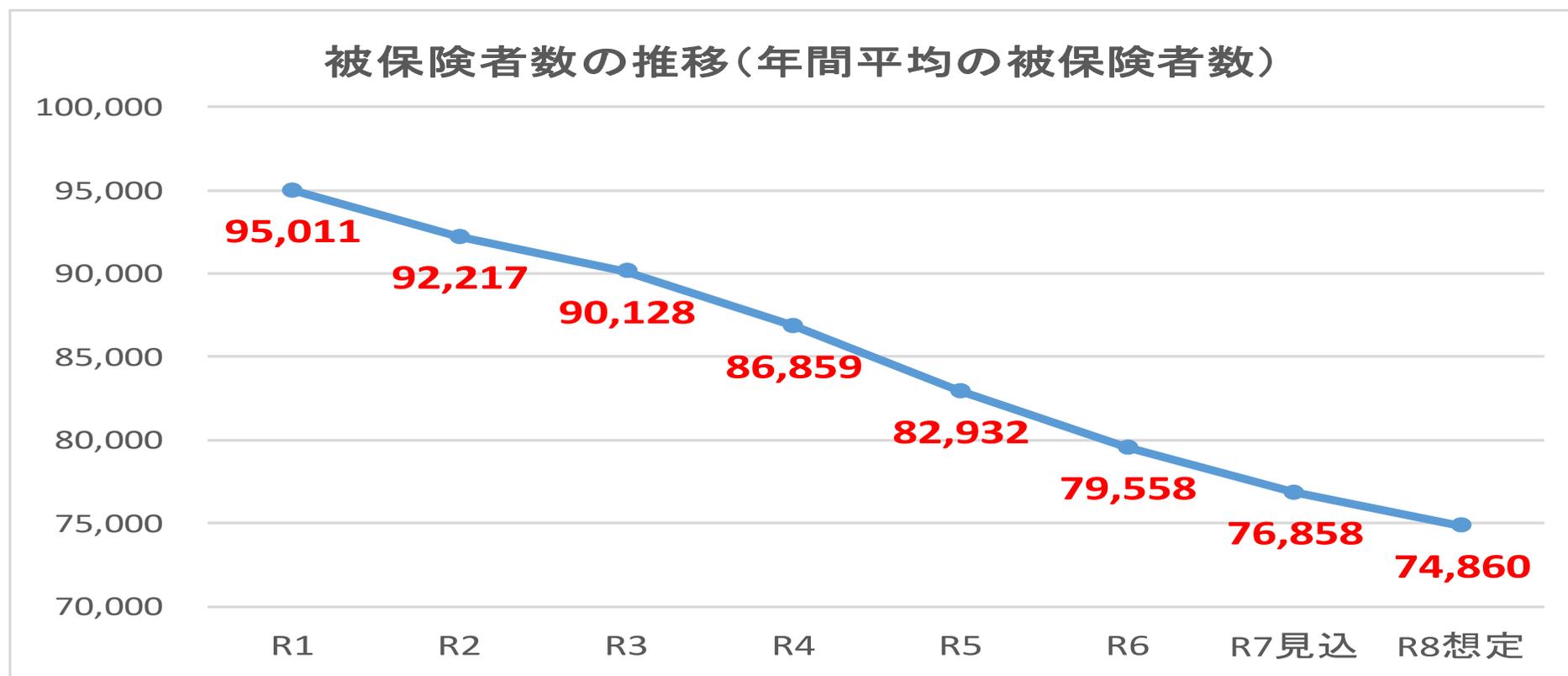
⑤市町村が支払った医療費を補てん

① 令和8年度の被保険者数の見込み

国民健康保険の被保険者数は、社会保険の適用拡大に加えて高齢者の就業率向上や「団塊の世代」の後期高齢者医療保険への移行などにより、ここ数年、大幅な減少が生じています。

令和6年度に被保険者数は8万人を割り込み、令和8年度は前年度比 ▲2,000人（▲3.0%）の減少見通しとなっています。

保険税収入の減や高齢化の進展による1人あたりの国民健康保険事業費納付金の増など、国民健康保険財政は年を追うごとに厳しさを増しています。



②歳出

(単位：百万円)

区分	8年度 当初予算		7年度 当初予算		対前年増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.総務費	825	2.1%	640	1.7%	185	28.9%
2.保険給付費	24,643	63.6%	25,228	65.0%	-585	-2.3%
3.国民健康保険事業費納付金	12,829	33.2%	12,496	32.3%	333	2.7%
医療給付分	8,259	21.3%	8,331	21.5%	-72	-0.9%
後期高齢者支援金等分	3,080	8.0%	3,022	7.8%	58	1.9%
介護納付金分	1,200	3.1%	1,143	2.9%	57	5.0%
子ども・子育て納付金分	290	0.7%	-	-	290	100.0%
4.保健事業費	311	0.8%	328	0.8%	-17	-5.2%
5.その他の支出	112	0.3%	93	0.2%	19	20.4%
歳入合計	38,720	100.0%	38,785	100.0%	-65	-0.2%

【歳出予算の特徴】

- 総務費では、国の方針により国民健康保険システムを全国統一の標準仕様に改修するための経費を計上したことなどから1億8,500万円、28.9%の増となっています。
- 保険給付費では、被保険者数の減に伴い5億8,500万円、2.3%の減となっています。
- 国民健康保険事業費納付金では、高齢化の進展に伴う「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」の増に加えて令和8年度から「子ども・子育て納付金分」が新設されることから3億3,300万円、2.7%の増となっています。

☆1人あたりの保険給付費 R7 約32万8千円 → R8 約32万1千円 -7千円 -2.1%

☆1人あたりの納付金 R7 約16万3千円 → R8 約16万7千円 +4千円 +2.5%

③歳入

(単位：百万円)

区分	8年度 当初予算		7年度 当初予算		対前年増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.保険税	8,846	22.8%	8,706	22.4%	140	1.6%
2.国・県支出金	24,884	64.3%	25,482	65.7%	-598	-2.3%
3.繰入金	4,560	11.8%	4,380	11.3%	180	4.1%
一般会計繰入金（法定分）	2,133	5.5%	2,061	5.3%	72	3.5%
一般会計繰入金（法定外）	1,927	5.0%	1,819	4.7%	108	5.9%
赤字補填分 ①	1,639	4.2%	1,586	4.1%	53	3.3%
基金繰入金 ②	500	1.3%	500	1.3%	0	0.0%
【再掲】実質赤字額（①+②）	2,139	5.5%	2,086	5.4%	53	2.5%
4.繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5.その他の収入	429	1.1%	216	0.6%	213	98.6%
歳入合計	38,720	100.0%	38,785	100.0%	-65	-0.2%

【歳入予算の特徴】

- 保険税では「子ども・子育て支援金分」が新設されることから1億4,000万円、1.6%の増となっています。
- 国・県支出金では、歳出「保険給付費」の減（▲5.85億円）に伴い、その財源である県からの交付金も減となることなどから5億9,800万円、2.3%の減となっています。
- 令和8年度の実質赤字額は、21億3千900万円の前年度から5,300万円、2.5%の増と更に収支が悪化しています。令和12年度までに赤字解消が求められているなか、令和5年度以降、毎年20億円を超える赤字が続いています。

☆ 1人あたりの実質赤字額（当初予算） R7 27,132円 → R8 28,579円 +1,447円 +5.3%

④国民健康保険財政調整基金の推移

財政調整基金は本来、過年度の余剰金を積立て、財源が不足する年度に取崩す（繰入れる）ことで年度間の財源調整機能を果たすことを目的に設置されるものです。

しかしながら本市では近年、前年度に一般会計（法定外繰入）から一時的に基金を積立て、翌年度に繰り入れることで、翌年度の赤字補填分（見かけ上の赤字額）を抑制する運用を行っています。

このため、基金繰入金は事実上の赤字補填分であるため、削減・解消すべき対象としています。

基金は実質的に枯渇しており、本市の国民健康保険財政は余力・余裕のない状況となっています。

（単位：万円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7決算見込	R8当初
年度当初残高	94,268	74,332	94,378	82,483	50,635	51,104
取崩額（繰入額）	▲ 75,000	▲ 40,000	▲ 94,000	▲ 82,000	▲ 50,000	▲ 50,000
積立額	55,064	60,046	82,105	50,152	50,469	323
うち新規積立分	55,000	60,000	82,000	50,000	50,000	0
うち利息分	64	46	105	152	469	323
年度末残高	74,332	94,378	82,483	50,635	51,104	1,427

※新規積立分は毎年、年度途中の補正予算で一般会計繰入金（法定外）により積立てを行っています。

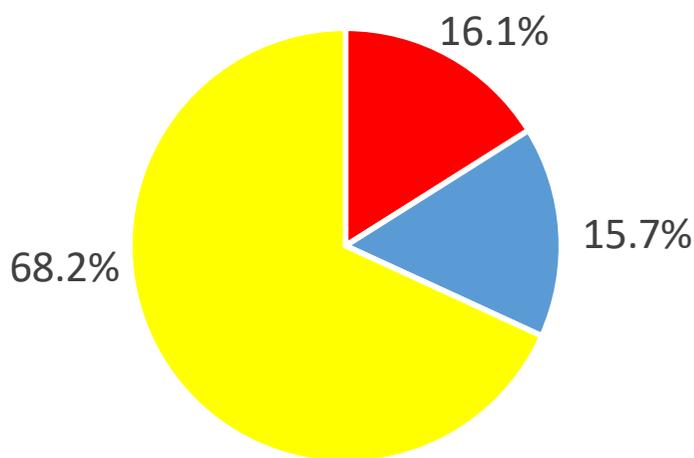
⑤国民健康保険事業費納付金の財源構成と赤字の内訳

本市の国民健康保険赤字の最大の原因は、国民健康保険事業費納付金の財源不足です。

本市は長年に渡って保険税率を据え置いてきたことから他市と比べて保険税水準が低く、保険税が大幅に不足しており、毎年多額の一般会計繰入金（法定外）や基金繰入金で赤字の穴埋めをしています。

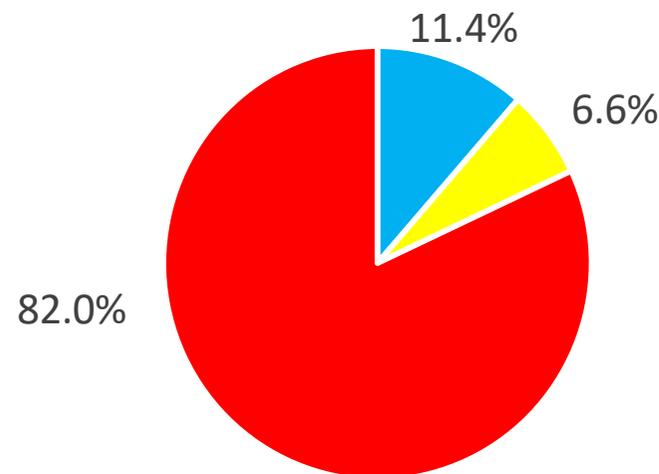
また、本来、保険税で賄うべき葬祭費（保険給付費）や特定健康診査（保健事業費）なども一般会計繰入金（法定外）で対応せざるを得ない状況となっています。

国保事業費納付金の財源構成



- 一般会計繰入金(法定外)、基金繰入金
- 一般会計繰入金(法定分)、補助金
- 保険税

一般会計繰入金(法定外)の用途



- 保健事業費
- 保険給付費(任意給付)
- 国民健康保険事業費納付金

⑥赤字繰入の状況と今後の計画

千葉県では令和11年度に「県内保険税水準の統一」が予定され、これに伴って市町村は「令和12年度までの赤字解消が必須」とされています。

本市は全体で21億円、被保険者1人あたり約3万円の保険税引上げが避けて通れない状況となっており、被保険者の急激な負担増とならないよう、段階的に保険税を引上げる必要に迫られています。

